

豊川市行政経営改革審議会設置要綱

(設置)

第1条 豊川市は、社会経済情勢の変化に対応するとともに、限られた資源を最大限活用し、市民の視点に立った自治体経営を推進するため、豊川市行政経営改革審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、行政経営改革に関するプランの策定について調査審議を行う。

2 審議会は、前項に定めるもののほか、行政経営改革の実施状況の評価及び推進に関する事項について市長に意見を述べる。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体の推薦を受けた者
- (3) 公募により選任された者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長は委員の互選により定め、副会長は会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表するとともに、審議会の会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 審議会の事務局は、総務部行政課に置く。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

2 豊川市行政改革懇談会設置要綱は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。